

## 東京都北区道路区域証明事務取扱要綱

25北ま道第4284号

平成26年3月5日決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、北区が管理する道路及び通路の範囲について、その区域の標示及び証明にかかる事務に必要な事項を定めることにより、本事務を適正かつ円滑に進めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要綱において、区域標示及び証明の対象とするものは、北区が管理する次の公共物とする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- (2) 東京都北区管理通路条例（平成9年12月東京都北区条例第47号）による通路

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路区域とは、道路法第18条により決定した道路の区域又は東京都北区管理通路条例により告示された管理通路の区域をいう。
- (2) 道路区域標示とは道路区域を現地に示し、道路区域と接する土地所有者と立会いを行い、道路区域を確認する行為をいう。
- (3) 道路区域図とは、道路区域標示を行い、道路区域を明示した書面に次条の規定による申請権者及び関係土地所有者並びに実務取扱者が記名押印したものをいう。
- (4) 道路区域証明とは、道路区域標示が完了した箇所を道路区域図により証明することをいう。
- (5) 公物管理者とは、道路法、河川法（昭和39年法律第167号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の規定に基づき、公共物を管理する北区以外のものをいう。
- (6) 関係土地所有者とは、申請地の両隣及び申請地に接する道路区域内の土地の所有者をいう。
- (7) 実務取扱者とは、申請者が指定した道路区域標示に係る事務を代行する土地家

屋調査士、測量士、測量士補その他土地の測量、図面作成等の能力を有する者をいう。

(8) 事業施行者とは、都市計画事業等の施行者をいう。

(申請権者)

第4条 次に掲げる者は、区長に対し、道路区域標示及び証明の申請をすることができる。

(1) 道路区域と接する土地の所有者（以下「土地所有者」という。）

(2) 事業施行者

(3) その他区長が必要と認めた者

2 次の各号に掲げる場合の土地所有者とは、当該各号に掲げるものをいう。

(1) 土地所有者が法人の場合は、当該法人の代表者、法人が解散又は倒産した場合はその清算人又は管財人、官公署及び特殊法人の場合は法令、定款又は寄付行為に定める者

(2) 申請する土地が信託財産登記された信託財産である場合は、委託者及び受託者の両者。ただし、受益者が設定されている場合は、受託者及び受益者の両者とし、信託原簿に特別な定めがある場合はその内容に従う。

(3) 共有地の場合は、共有者全員。ただし、区分所有建物の敷地の場合は土地所有者全員又は管理組合の規約等の区分所有権に基づき定められた者。この場合において、代表権を与える旨の同意書が添付されているとき、又は管理組合の総会において代表者を決定した場合その総会の議事録の写しが添付されているときは、代表者が申請をすることができる。

(4) 土地所有者が死亡している場合は、法定相続人全員。ただし、分割協議書、遺言公正証書、裁判所の審判・調停調書等により土地の権利者を確認できるときは、当該土地の権利者

(5) 土地所有者が宗教法人で申請地の現況又は登記事項証明書等上の地目が「境内地」若しくは「墓地」となっている場合は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第23条に基づくそれぞれの宗教法人の規則が定める者。ただし、規則に別段の定めがない場合は、責任役員の議決により定めた者

(道路区域標示の対象外)

第5条 次に掲げる土地は、原則として道路区域標示の対象としない。

(1) 所有権を区が有する土地（道路区域と所有権界が一致する土地）

(2) 土地所有権について係争中の土地

- (3) 申請地が既に道路区域標示済みの土地
- (4) 道路区域と接する箇所が点のみの土地
- (5) 申請地の所有権者が、登記事項証明書（土地）等において確認できない土地

（申請）

第6条 第4条第1項第1号又は同項第3号に該当するものが道路区域標示の申請をする場合は、「道路区域標示及び証明申請書」（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を、同項第2号に該当するものが道路区域標示の申請をする場合は、「事業施行者の行う道路区域標示及び証明申請書」（別記第2号様式）を、それぞれ区長に提出しなければならない。

2 前項の規定より、道路区域標示の申請をする場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの、原本還付不可とする。）。ただし、申請人が法人の場合は、資格証明書（現在事項証明書、履歴事項証明書、代表者事項証明書等）（発行後3箇月以内のもの、原本還付可とする。）を添付するものとする。
- (2) 登記事項証明書（土地）（発行後3箇月以内のもの、原本還付可とする。）。ただし、インターネットで取得したものは照会番号が記載された所定の有効期間内のものに限る。
- (3) 登記事項証明書（土地）と印鑑証明書の記載住所が異なる場合は、住民票、戸籍の附票、履歴事項証明書（法人の場合）、住居表示変更証明書等住所の沿革が判明できる公的書面（原本還付可とする。）
- (4) 第4条第2項第2号の規定により申請する場合は信託原簿（原本還付可とする。）
- (5) 第4条第2項第4号の規定により申請する場合は、当該申請地に関する相続関係説明図及び被相続人から始まる戸籍謄本、本籍記載の住民票、分割協議書等相続関係を確認できる書類の写し（ただし、原本を提示すること）。ただし、遺言公正証書、裁判所の審判・調停調書等がある場合は権利関係を証する書面の写し（ただし、原本を提示すること）。この場合においては相続関係説明図・戸籍謄本等の関係書類の提出は不要とする。
- (6) 土地所有者が未成年の場合は親権を証する書面、成年後見人等を必要とする場合は法定代理人であることを証する書面（原本還付可とする。）
- (7) 土地所有者が被保佐人又は被補助人である場合は、保佐人又は補助人の同意書
- (8) 登記事項証明書（土地）に差押及び裁判所競売開始決定の記載がある場合は債

権者又は申立人の同意書等

(9) 申請権者が国外に居住している場合は、各国に存在する外公館（在外公館）又は居住国の官庁（官憲）の証明した在留及び署名証明書。日本国内に居住する外国人の場合は、在日各国領事館が発行する居住証明書及び署名証明書

(10) 第4条第2項第5号に該当する申請の場合は、宗教法人法第23条に基づき、それぞれの宗教法人の規則で定める手続きの完了を確認できる書類の写し（ただし、原本を提示すること）。当該規則に別段の定めが無いときは、道路区域標示の立会及び確認に関する責任役員の議決を経た議決書（原本還付可とする。）。

(11) 土地所有者の権利関係が複雑な場合は、申請権者としての当事者能力を有することを確認できる書面（破産管財人証明書、その他裁判所の審判・判決・和解調書等）の写し（ただし、原本を提示すること）。

(12) 「土地所有者調書」（別記第3号様式）。登記事項証明書等の記載事項により、申請地、申請地の両隣の土地、道路区域内の土地について調査し土地所有者調書に記入する。

(13) 法務局の内容証明付きの地図（公図）に、次に掲げる作業をしたもの。ただし、字界、丁目界等により切図になっている公図については、接合（合成）せずに対照できるように少し離して見やすくするとともに、申請地とこれに接する道路との位置関係が複雑な公図の場合は、これとは別に接合した合成図も提出すること。

ア 申請地の土地所有者名及び関係土地所有者名、方位、縮尺、法務局名及び複写年月日を記入する。

イ 申請箇所は、赤色に着色する。

ウ 近接地に参考となる道路区域図又は土地境界図がある場合は、その箇所を青色で表示し、その図面番号を記入する。

エ 法務局の内容証明付きの公図を複写して添付する場合又は法務局が保有する公図情報をインターネットにて取得して添付する場合は、調査者が記名、押印する。

(14) 旧公図及び土地台帳写し。ただし、区長が特に必要と認める場合に限る。

(15) 現地の地形及び形状を明確に把握できるように道路、水路等の構造物及び境界標識（近接の確認済みも含む。）、建物、垣根等並びに現況幅員、実測年月日、作成者の記名・押印、資格登録番号、方位及び土地の地番を明記した縮尺250分の1現況実測平面図。ただし、区備え付けの道路台帳平面図を利用して作成（地番、方位及び実測幅員を記入すること）したものに代えることができる。

(16) 申請地までの道順及び主な目標を記入した現地案内図

(17) 地積測量図、土地実測図等の資料がある場合には、その資料の写し。

(代理人)

第7条 申請から確認に関する一切の権限について、申請権者から委任を受けた代理人が申請権者に代わって申請を行う場合は、委任状を提出するとともに、委任者及び代理人の印鑑証明書を添付する。ただし、委任状に代理人の使用印が明示されている場合は代理人の印鑑証明書の添付を必要としない。

2 現地での立会い、確認に関する権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出する。

(申請事項変更届)

第8条 申請権者は、申請事項に変更があった場合(土地所有者の変更は除く。)は、印鑑証明書、資格証明書、登記事項証明書(土地)、公図、住民票等変更事項を確認できる書類を添付の上、「申請事項変更届」(別記第4号様式)を速やかに区長に提出しなければならない。

(実務取扱者)

第9条 申請権者は、実務取扱者に道路区域標示に必要な実務を申請権者に代わって行わせることができる。

(資料の調査)

第10条 区長は、必要に応じて関係する公物管理者に資料の提供を依頼する。

2 区長は、道路区域標示に係る土地所有者及び道路区域標示申請地の沿革等を確認する必要がある場合は、申請に係わる旧公図、土地の閉鎖登記簿、土地台帳、土地所在図、地積測量図、課税台帳、非課税台帳等の調査を申請権者又は実務取扱者(以下「申請者等」という。)に依頼する。

(現地調査)

第11条 区長は、必要に応じて現地調査を実施する。この場合において、区長が必要と認めるときは、申請者等の立会いを求める。

(調査測量及び道路区域線の設定)

第12条 申請者等は、現地立会いを実施するに当たり、道路法及び東京都北区管理

通路条例が適用される土地の範囲を表す線（以下「道路区域線」という。）を設定するために必要な現地の地形、地物、民々境界等の実測座標値及び現況平面図（測量成果も含む。）を提出しなければならない。ただし、申請書に添付されている場合は、この限りでない。

- 2 区長は、申請地に関する資料の精査及び現地調査等を行った上で、道路区域線を設定する。

（現地立会いの依頼）

第13条 申請者等は、区長と協議の上、関係土地所有者及び公物管理者と現地立会いの日時を調整する。この場合において、現地立会いの日時調整後、公的機関については区長が「立会依頼書」（別記第5号様式）により、現地立会いを依頼する。

（現地立会い）

第14条 申請者等は、現地立会いが必要な関係土地所有者の立会同意に努めるものとする。

- 2 申請者等は、第12条第2項の規定により設定した道路区域線を現地立会いに先立ち、ペンキ等で現地に仮標示しておかなければならない。

（区域標識の設置）

第15条 区長は、申請者等に道路区域標示を行った区域点に区域標識の設置を依頼する。

- 2 前項に規定する区域標識について、区域点が屈曲点の場合は区が支給する区域標識、区域点が道路区域線の直線上となる場合はそれ以外の区域標識を設置することを原則とする。
- 3 申請者等は、道路区域標示を行った場合には、区長に「境界石請求伝票」（別記第6号様式）を提出し、区域標識の支給を受けるものとする。

（区域点の測定）

第16条 区域点、引照点等の観測は、北区が管理する公共基準点等を使用し区域標識設置後に行うものとする。ただし、公共基準点が使用できないときは任意でも可とする。

- 2 点間距離、幅員等で、現地直接測定値と実測座標による計算延長との差は10m以内とする。

(道路区域図の作成及び提出)

- 第17条 申請者等は、道路区域図作成例に基づき道路区域図を作成し、道路区域図に申請者及び関係土地所有者から原則署名押印（申請者は実印とし、住所、立会年月日、確認年月日の記入を含む。）を得るものとする。ただし、道路区域図に押印が困難な場合は「確認書」（別記第7号様式）に代えることができる。
- 2 申請者等は、道路区域図1部及び必要部数の複写図、区域点全点の写真を提出しなければならない。
- 3 公物管理者については、道路区域図への記名押印を「立会書」（別記第8号様式）に代えることができる。

(道路区域証明)

- 第18条 道路区域標示が完了したときは、区長は申請権者及び関係土地所有者に、「道路区域証明」（別記第9号様式）又は「管理通路区域証明」（別記第10号様式）を交付するとともに、現地立会を行った公的機関には「確認通知書」（別記第11号様式）を交付する。

(申請の取下げ)

- 第19条 申請権者は、既に行った申請を取り下げる場合は、「道路区域標示及び証明申請の取下げについて」（別記第12号様式）を区長に提出しなければならない。この場合においては、申請書を返戻する。

(道路区域未確認案件の措置)

- 第20条 次に掲げる場合は、道路区域標示不能とし、申請者に「申請書返戻通知書」（別記第13号様式）を通知し、申請書を返戻するものとする。
- (1) 申請受理後、3箇月を経過しても申請者等の責に帰する事由により、現地における立会及び標示を行う条件が整わない場合。ただし、申請者から遅延理由等の明示があった場合において、正当な理由があると認めるときは一定期間処理の延期を認める。
- (2) 現地立会終了後2箇月を経過しても道路区域図を提出しない場合。ただし、申請者から遅延理由及び道路区域図提出年月日の明示があった場合において、正当な理由があると判断したときは提出年月日までの延長を認める。
- (3) 第2条の適用範囲に該当しないことが判明した場合
- (4) 申請受理後、第4条に定める申請権者の要件を欠くこととなった場合又は第5条に該当することが判明した場合。ただし、申請後売買、交換等により所有権が移

転した場合において、新所有者が、申請の継続を希望するときは、新所有者の土地所有者変更届（別記第14号様式）、印鑑証明書、登記事項証明書（土地）等必要な書類の提出をもって継続することができる。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、土木部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年3月5日から施行する。

付 則（平成27年3月30日区長決裁26北ま道第4773号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月22日副区長専決3北土施第3403号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

東京都北区長 殿

土地所有者

住所

氏名

実印

実務取扱者

住所

登録番号(土地家屋調査士等)

氏名

職印等

連絡先

担当者

## 道路区域標示及び証明申請書

下記の土地と接する北区の管理する道路・管理通路の区域について、  
標示及び証明願います。

### 記

1. 土地所在・地番

北区

丁目

番

2. 区域標示及び証明を必要とする路線名

3. 添付書類

- (1) 印鑑証明書(発行後3箇月以内)
- (2) 資格証明書(法人の場合、発行後3箇月以内)
- (3) 相続を証する書面(相続の場合)
- (4) 登記事項証明書(土地)(発行後3箇月以内)
- (5) 土地所有者調書
- (6) 地図(公図)写
- (7) 現況実測平面図
- (8) 現地案内図

4. 申請理由(該当するものにチェックを入れて下さい)

売買 分合筆 建築 相続 財産保全 その他( )

課長	係長	担当者	受付

○申請書の提出先及び問い合わせ先

〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 第1庁舎3階

北区土木部土木管理課台帳係

電話: 03(3908)9230 ダイヤルイン

FAX: 03(3908)6703

E-mail: md-daichou@kitacity.jp

東京都北区長

殿

**事業施行者（申請者）**

住 所

代 表

公印

所 属

担当

電 話

**実務取扱者**

住 所

氏 名

印

連絡先

担当

## 事業施行者の行う道路区域標示及び証明申請書

下記の土地と接する北区の管理する道路・管理通路の区域について、標示及び証明願います。

### 記

1. 土地の所在

北 区 丁 目 番

2. 添付書類

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| (1) 公有地及び隣接地の登記事項証明書（土地）等の写し | (4) 現況実測平面図 |
| (2) 土地所有者調書                  | (5) 事業計画書等  |
| (3) 地図（公図）の写し                | (6) 現地案内図   |

3. 申請理由

課 長	係 長	担当	受 付

○申請書の提出先及び問い合わせ先

〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 第1庁舎3階

北区土木部土木管理課台帳係

電話 03(3908)9230 ダイヤルイン

FAX03(3908)6703

mail:md-daichou@kitacity.jp



東京都北区長

殿

申請者

住所

氏名

実印

電話

## 申請事項変更届

この度、当初申請書の記載事項のうち（ ）に  
ついて変更しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

### 記

1. 変更前

2. 変更後

3. 変更年月日 年 月 日

4. 変更理由

5. 提出書類 印鑑証明書、資格証明書、登記事項証明書（土地）、  
地図（公図）写し等変更事項の確認ができるもの

課長	係長	担当者	受付

第5号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

東京都北区長

## 立 会 依 頼 書

下記の本区が管理している道路との区域界を確認しますので立会いをお願いします。

なお、立会い後は立会書の提出をお願いします。

### 記

1. 日時  
年 月 日  
時 分から
2. 路線名
3. 土地の所在・地番
4. 申請人
5. 連絡先  
北区土木部土木管理課台帳係  
担当者  
電話 03-3908-9230

第6号様式(第15条関係)

東京都北区長

殿

境界石請求伝票

年 月 日		整理番号				号
設置箇所	地番	北区	丁目	番		
	住居表示	北区	丁目	番	号	
請求者	所属		氏名		TEL	
施工者	所属		氏名		TEL	
目的	境界確定・確認		年 月 日	立会		
	区域確認		年 月 日	立会		
	境界復元	工事	・ その他 ( )			
	地籍	( )				
	その他	( )				
払出内容	境界	杭 (10cm×10cm)		本	特記事項	
		杭 (5cm×5cm)		本		
		プレート		本		
		鋸		本		
	区域	杭 (5cm×5cm)		本	係長	係員
		プレート		本		
	地籍	杭 (5cm×5cm)		本		
		プレート		本		

第7号様式（第17条関係）

東京都北区長 殿

土地所有者

住 所

氏 名

印

## 確 認 書

私が所有する下記土地と接する北区管理の道路の区域は、別添図面に表示のとおり確認します。

### 記

1. 土地の所在・地番

東京都北区

2. 立会日

年 月 日

3. 記名押印日

年 月 日

（注） 別添図面とは契印願います。

第8号様式（第17条関係）

## 立 会 書

道 路 区 域 確 認			
立 会 日	年 月 日（ ）		
文 書 番 号	北土管第 号		
土地の所在・地番 （申請地）			
立 会 者	所 属		
	職・氏名	印	
	所 属		
	職・氏名	印	
	所 属		
	職・氏名	印	
摘 要			
	担 当 者		

様

東京都北区長

## 道路区域証明

下記の地先の道路区域を別添図面のとおり証明する。

### 記

1. 土地の所在・地番

2. 路 線 名

備考：道路区域とは、道路法第 18 条の規定に基づく道路を構成する土地の範囲です。

本書と別紙道路区域図（写し）との契印の無いものは無効です。

第10号様式（第18条関係）

北土管第 号  
年 月 日

様

東京都北区長

## 管理通路区域証明

下記の地先の管理通路区域を別添図面のとおり証明する。

### 記

1. 土地の所在・地番

2. 路 線 名

備考：管理通路区域とは、東京都北区管理通路条例に基づく管理通路を構成する土地の範囲です。

本書と別紙道路区域図（写し）との契印の無いものは無効です。

第11号様式（第18条関係）

北土管第 号  
年 月 日

公共物管理者

様

東京都北区長

## 確認通知書

貴職が管理している公共物の区域と下記の北区が管理する道路区域の境界については、別添道路区域図（写）のとおり確認したので通知します。

記

1. 土地の所在・地番

2. 原図番号

第12号様式（第19条関係）

年 月 日

東京都北区長

殿

土地所有者

住 所

氏 名

実印

## 道路区域標示及び証明申請の取下げについて

年 月 日付で提出しました、下記土地とこれに接する道路区域との道路区域標示及び証明申請については、下記理由により取り下げます。

記

1. 土地所在・地番

2. 取下げ理由

殿

東京都北区長

## 申請書返戻通知書

年 月 日付で提出されました、下記土地との道路区域標示及び証明申請書については、東京都北区道路区域証明事務取扱要綱第20条の規定により道路区域の標示をすることができないので、申請書を返戻いたします。

記

土地の所在・地番

東京都北区長

殿

新土地所有者

住所

氏名

実印

## 土地所有者変更届

この度、下記土地の所有権を取得しましたので、届出いたします。  
つきましては、所有者変更事案として引き続き処理するよう依頼します。

### 記

1. 私所有の土地所在・地番

北区 丁目 番

2. 旧土地所有者

3. 所有権変更登記年月日

年 月 日

4. 添付書類

- (1) 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）
- (2) 資格証明書（法人の場合、発行後3ヶ月以内）
- (3) 登記事項証明書（土地）（発行後3ヶ月以内）
- (4) その他（参考資料）

課長	係長	担当者	受付